

奈良市本庁舎屋外防犯カメラ等システム賃貸借 仕様書

第1 総則

1 事業名称

奈良市本庁舎屋外防犯カメラ等システム賃貸借

2 業務概要

- (1) 奈良市（以下「発注者」）の管理する奈良市本庁舎の指定箇所に請負業者（以下「受注者」という。）が防犯カメラ等を設置し、その映像を有線LAN方式により、現在運用している専用端末機器に記録するシステムを整備し、発注者が借受けるものことを目的とする。なお、このシステムは、既設の本庁舎防犯カメラネットワークと連動させることとする。
- (2) 本仕様書におけるシステム（以下「システム」という。）とは、発注者が指定する場所に設置した防犯カメラの記録映像を現在運用している専用端末機器※¹で再生及び外部記録媒体に保存し、ドーム型ネットワークカメラについて、映写状況を視聴しながら専用端末で操作できるものとする。また、庁舎・公用車管理係室において発注者が指定する装置によりドーム型ネットワークカメラの映写状況を視聴しながら操作できるものとする。
- (3) 本仕様書における機器（以下「機器」という。）とは、防犯カメラ及び有線LAN機能を備えた伝送装置、映像記録装置等のことをいう。

※1：既設のネットワークディスクレコーダー（Panasonic WJ-NX400K）

3 賃貸借物件

設置機器	数量	参考機種
① ドーム型ネットワークカメラ	6台	WV-S65340-Z2N
② 屋外カメラ	1台	WV-U1532LA
③ ドームカメラ	1台	WV-U2130LA
④ ネットワークカメラモニタリングユニット （例）NWカメラモニタリングUエルーア7 （4台）	1台	AS-7000
⑤ ネットワークカメラコントローラー （例）ちょいスティック2（4台版）	1台	AS-C2004
⑥ 31.5型カラー液晶モニター	1台	FlexScanEV3240X-BK
⑦ カメラ電源HUB 4P	2台	PN260494

* 上記機器の設置には取付金具・新規ポール・LANケーブル等の設置が必要であるため、この契約に含むものとする。また、システムを正常に稼働させるための補器類や配線類等全てを含むものとする。

* 設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎内

- ・ 機器の設置場所は、別紙設置図面による。
- ・ 詳細は、別紙図面（系統図・平面図）を参照

4 賃貸借期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5 機器の調達及び設置作業

調達する機器は、令和9年2月1日までに遅滞がないように設置所業および動作確認を完了させ、借受けすることとする。

6 支払条件

毎翌月支払いとする。

第2 一般事項

1 事業の実施

事業を実施するにあたり、発注者が希望する「奈良市本庁舎屋外防犯カメラ等システム賃貸借」について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための使用要件を定めたものである。

2 事業範囲

本事業にかかる契約の範囲は、機器の設計、製作、設置並びに防犯カメラの設置に必要な手続き、動作確認、機器調整に至るまでの一切として契約することとし、迅速かつ確実に行うものとする。

ア 物品調達、設置（配線工事）及び試運転調整

イ 賃貸借契約期間満了時

賃貸借契約期間満了時に、受注者は設置した全ての機器等を発注者に無償で譲渡するものとする。

3 関係法規等の遵守

受注者は本事業を行うにあたり、関係法規等を遵守し、危険防止に万全の措置を講じるとともに、円滑に作業しなければならない。

4 提出書類

(1) 設置作業完了後、次の書類を速やかに提出すること。

完成図書（設置場所一覧表、詳細図、写真等） 1部

機器取扱説明書 1部

操作マニュアル 1部

(2) 提出書類の(1)に示す完成図書及び機器取扱説明書、操作マニュアル及び画像抽出、再生に用いるアプリケーション等一式の電子データを記録した電子記録媒体（CD-R、DVD-R等）1部提出すること。電子データのファイル形式については、発注者との協議にて決めることとする。

5 作業上の注意

- (1) 作業前に設置する場所の現地調査を行い、作業に当たっては、本仕様書を遵守の上、確実・堅牢に行うこと。
- (2) 機器、ケーブル等の設置方法、位置に関しては、発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。
- (3) 露出部分は配管及びダクト等でケーブルの保護、隠蔽部は転がし配線とし、適切に施工すること。
- (4) 必要箇所には壁貫通補修を行うこと。
- (5) 作業中は、安全に十分配慮し、特に高所作業等の危険を伴う作業にあたっては、指差し呼称等の励行や保護具の着用等の各種安全措置を確実に実施し、事故の発生を防ぐこと。
- (6) 作業中に第三者の生命、身体に危害または工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置等速やかに必要な処置を講じた後に、発注者に報告すること。なお、現場の安全管理費、損保保険料等は、受注者の負担とする。
- (7) 作業中の資材、撤去品および廃棄物については、受注者が処分すること。
- (8) 機器の設置作業は、原則として閉庁時に行うこと。
- (9) 閉庁時入庁する際には、2日前までに、作業責任者、作業人数、内容の書かれた「休日作業届」の提出を東棟1階庁舎管理室に提出すること。
- (10) 本仕様書に明記しないものであっても、作業上当然必要とするものについては発注者との協議の上、受注者の責任において施工すること。

6 材料

- (1) 使用材料は、日本産業規格（JIS）にあるものは使用すること。日本産業規格（JIS）以外の材料については、図面を提出して発注者の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 貸与品、撤去品および現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付の上行うこと。

7 作業完了後報告等

- (1) 発注者と協議の上、動作確認および画角調整を実施し、動作確認および画角調整の完了、既設のシステムで視聴確認及び動作確認、録画確認をもって設置作業完了とする。
- (2) 受注者は、設置した防犯カメラの画角調整を実施する際、発注者の指示に従い、調整後に発注者の承認を受けること。
- (3) 発注者は、機器の確認時に、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載された内容について疑義が生じた場合は、発注者との協議のうえ発注者の指示に従うものとする。

8 機器の譲渡

- (1) 賃貸借契約期間満了後は、受注者が設置した全ての機器等は発注者に無償で譲渡するものとする。

第3 システムの仕様

1 機器の設計条件

- (1) 保守・保証等

- ア 賃貸借期間における機器及びソフトウェア等の維持管理は、受注者の責任において実施すること。
- イ 設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。
- ウ 本仕様により設置したすべての機器について、受注者において統一された受付窓口を有すること。
- エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、機器が正常に動作するように修理を行うこと。
- オ 設置後、賃貸借期間中保守及び修理可能であることを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ 設置する機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供し、発注者との協議に応じること。

(2) 設置機器使用条件

設置する各機器は、次の使用条件下で動作すること。

使用温度 -10℃～50℃

湿度範囲 10～80%RH（ただし結露なきこと）

(3) 設置機器構造

設置する機器は、次の条件を満たす構造であること。なお、防犯カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- イ 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の電気機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。
- ウ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。
- エ 停電時は機器に搭載されている既設の映像記録装置のデータを保護すること。

(4) 耐震

設置する機器についた、十分な耐震対策を講じること。

(5) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は、AC100Vとする。

(6) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用する。

(7) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

- ア 防犯カメラは、ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。
- イ 既設の映像記録装置のデータを閲覧、操作等行った際、アクセスログを機器またはシステムに記録する機能を有し、発注者が容易にアクセスログを確認することができること。

(8) 防犯カメラおよび映像記録装置

防犯カメラおよび映像記録装置等については、公益社団法人日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用することとし、公益社団法人日本防犯設備協会がRBSS認定の高度機能に設定していること。

第4 機器の仕様

設置機器は「3 賃貸借物件」及び、別途図面内容を満たすこと。なお、同等品で入札する場合は、発注者に機器カタログ等仕様の規格が確認できる書類を提出し、事前に承認を受けること。

第5 その他

その他、必要となる事項については発注者と協議のうえ、対応すること。